

第1編 総則編

第1章 本防災計画の概要

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「河合町地域防災計画」の総則として、町における大規模な災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、町及び県、町を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関、その他防災上重要な施設の管理者等（以下、「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の構成及び概要

河合町地域防災計画は、総則編、水害・土砂災害等対策編、震災対策編、資料編で構成する。

1 総則編

この計画の目的・構成、基本方針、町の概要、過去の災害、被害想定など、計画の基本となる事項を示す。

2 水害・土砂災害等対策編

水害・土砂災害等対策編は、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画の3章構成を基本とし、水防計画を加えた構成とする。

水害・土砂災害等対策編

第1章	災害予防計画	災害に強い安全なまちづくりを進めるため、防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育や訓練等の対策を示す。
第2章	災害応急対策計画	災害発生時における注意報・警報の発令と伝達、情報の収集と伝達、避難、消火、水防、救助、衛生等の応急対策を示す。
第3章	災害復旧・復興計画	災害からの早期復旧のための対策を示す。

3 震災対策編

震災対策編は、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に加え、第4章に南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づく南海地震対策推進計画を加えた構成とする。

また、防災・減災等に資する国土強靱化基本法の基本理念に基づき、大規模災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に努める。

震災対策編

第1章	災害予防計画	地震災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。
第2章	災害応急対策計画	地震発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の地震災害応急対策及び救助法の適用等に係る計画を示す。
第3章	災害復旧・復興計画	震災からの早期復旧のための対策を示す。
第4章	南海トラフ巨大地震 防災対策推進計画	南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、町における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進に係る計画を示す。

4 資料編

資料編は、総則編、水害・土砂災害等対策編、震災対策編に規定する事項に合わせた資料構成とする。

第3 計画の修正

町は、法第42条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、町以外の防災関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を河合町防災会議（事務局：安全安心推進課）に提出する。

第4 計画の周知徹底

本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、町の関係職員、関係行政機関、公共的団体、その他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、必要な事項について、住民に広く周知する。

第5 用語の定義

本計画で使用する用語等は次表による。

標 記	正式名称又は定義
災 対 法	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）
救 助 法	災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）
指定地方行政機関	災対法第 2 条第 3 号の規定により指定された指定行政機関の地方支部部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの（災対法第 2 条第 4 号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの（災対法第 2 条第 5 号）
指定地方公共機関	地方独立行政法人、港務局、土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの（災対法第 2 条第 6 号）
町	河合町
県	奈良県
町 長	河合町長
知 事	奈良県知事
町災害対策本部	河合町災害対策本部
県災害対策本部	奈良県災害対策本部
本 部 長	河合町災害対策本部長
町防災計画	河合町地域防災計画
要 配 慮 者	高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

第2章 各機関の業務の大綱

町及び関係機関が処理する業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 町

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 防災会議に関する事務 (2) 気象予警報の伝達 (3) 防災知識の普及 (4) 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 (5) 防災訓練避難訓練の実施 (6) 防災活動体制通信体制の整備 (7) 過去の災害から得られた教訓を伝承 (8) 消防力消防水利等の整備 (9) 救急救助体制の整備 (10) 危険物施設等の災害予防 (11) 公共建築物公共施設の強化 (12) 都市の防災構造の強化 (13) 水道の確保体制の整備 (14) 避難計画の策定及び避難所等の整備 (15) ボランティア活動支援の環境の整備 (16) 要配慮者の安全確保体制の整備 (17) 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 (18) 防疫予防体制の整備 (19) 廃棄物処理体制の整備 (20) 火葬場等の確保体制の整備	(1) 災害対策本部に関する事務 (2) 水防本部に関する事項 (3) 災害対策要員の動員 (4) 早期災害情報被害状況等の報告 (5) ヘリコプターの受入準備 (6) 災害広報 (7) 消防、救急救助、水防等の応急措置 (8) 被害者の救出救難救助等 (9) ボランティアの活動支援 (10) 要配慮者の福祉的処遇 (11) 避難の勧告又は指示 (12) 避難所の設置運営 (13) 災害時における交通輸送の確保 (14) 食料、飲料水、生活必需品の供給 (15) 危険物施設等の応急対策 (16) 防疫等応急保健衛生対策 (17) 遺体の捜査、火葬等 (18) 廃棄物の処理及び清掃 (19) 災害時における文教対策 (20) 復旧資材の確保 (21) 被災施設の応急対策 (22) 義援金の募集活動の支援 (23) 被災宅地危険度判定に関すること (24) 被災建築物応急危険度判定に関すること	(1) 被災施設の復旧 (2) 義援金の配分の支援 (3) その他法令及び地域防災計画に基づく復旧復興対策の実施

第2 県

1 県（本庁）

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 防災に関する組織の整備改善 (2) 防災に関する知識の普及教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資資材の備蓄、整備、点検 (7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 (8) 消防防災ヘリコプターの整備運用、点検 (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (13) その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	(1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集、伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための町への支援（リエゾン派遣） (3) 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 (4) 救助法の運用 (5) 消火・水防等の応急措置活動 (6) 被害者の救助救急及び医療措置の実施 (7) 保健衛生、廃棄処理に関する措置 (8) 緊急輸送体制の確保 (9) 緊急物資の調達供給 (10) 児童・生徒等の応急教育 (11) 施設、設備の応急復旧 (12) 県民への広報活動 (13) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ (14) その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	(1) 被災地の復旧復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧復興対策の実施 (5) 義援金の受入れ・配分等に関する計画

2 奈良県警察（西和警察署）

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 (2) 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 (3) 道路実態の把握と交通規制の策定 (4) 防災訓練の実施 (5) 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	(1) 被害の実態把握 (2) 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 (3) 行方不明者の搜索 (4) 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 (5) 死体調査又は検視 (6) 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 (7) 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 (8) 広報活動 (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	(1) 交通情報の収集伝達及び交通規制 (2) 交通信号施設等の復旧 (3) 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

3 高田土木事務所

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 所管公共土木施設の耐震化と整備 (2) 水防力の整備強化 (3) 災害危険区域の指定 (4) 火災拡大要因の除去 (5) 緊急輸送網の整備	(1) 県管理の被災公共土木施設の応急対策 (2) 水防警報の発表伝達並びに水防応急対策	県管理の被災公共土木施設の復旧

4 中和保健所

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 初期医療救護体制の整備 (2) 後方医療体制の整備 (3) 医薬品等の確保体制の整備 (4) 精神障害者、在宅難病患者対策等の体制整備 (5) 防疫予防体制の整備 (6) 上水道の確保体制の整備 (7) 火葬場等の確保体制の整備	(1) 医療、助産救護 (2) 医療ボランティア (3) 防疫等応急保健衛生対策 (4) 給水対策	被災医療、保健衛生施設の復旧

第3 消防機関（奈良県広域消防組合 西和消防署）

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 (2) 災害予防に必要な装備資機材の整備充実 (3) 防災訓練の実施 (4) 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	(1) 災害時における消防活動 (2) 災害に関する情報収集及び伝達 (3) 災害時における救出、救助活動	防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第4 河合町消防団

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 危険箇所等の実態把握 (2) 災害予防に必要な装備資機材の整備充実 (3) 防災訓練の実施 (4) 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	(1) 災害時における消防・水防活動 (2) 災害に関する情報収集及び伝達 (3) 災害時における救出、救助活動	防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第5 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区警察局	(1) 近畿管区内広域緊急救助隊の合同警備訓練の実施 (2) 気象予警報の伝達 (3) 管区内各警察に対する災害対策の指導調整	(1) 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用	
近畿総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 (2) 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保	
近 畿 財 務 局 奈良財務事務所			(1) 災害復旧事業費査定の立会 (2) 金融機関に対する緊急措置の指導要請 (3) 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 (4) 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 (5) 国有財産の無償貸付け等に関すること
近 畿 厚 生 局		災害による負傷者等の国立病院療養所における医療、助産等の救護活動の指示及び調整	
奈 良 労 働 局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	(1) 職場の斡旋 (2) 雇用保険料の納期の延期に関すること (3) 雇用給付金の支給等に関すること
近 畿 農 政 局 (奈良地域センター)	(1) 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 (2) 農作物等の防災管理指導	(1) 土地改良機械の緊急貸付け (2) 農業関係被害情報の収集報告 (3) 農作物等の病虫害の防除指導 (4) 食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋	(1) 各種現地調査団の派遣 (2) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 (3) 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近 畿 中 国 森 林 管 理 局 (奈良森林 管理事務所)	(1) 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 (2) 治山施設による災害予防	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		(1) 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 (2) 電力・ガスの供給の確保 (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	(1) 生活必需品、復旧資材等の調達に関する情報の収集及び伝達 (2) 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 (3) 電力・ガスの復旧支援
中部近畿産業 保安監督部 近 畿 支 部	(1) 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 (2) 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 (3) 鉱山の保安に関する業務の指導監督	(1) 災害時における事故状況の収集把握及び関係機関への連絡 (2) 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 (3) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び公害の防止についての保安の確保	(1) 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 (2) 被災鉱山への復旧対策支援
国 土 交 通 省 近畿地方整備局	(1) 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること (3) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	(1) 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること (2) 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
国 土 交 通 省 近畿地方整備局 大和川河川事務所	(1) 大和川及び曽我川の防災管理 (2) 大和川及び曽我川の水位等防災情報の提供	大和川及び曽我川の水位、被害状況等の調査、応急対策	大和川及び曽我川の災害復旧

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿運輸局 (奈良運輸支局)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	(1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (2) 災害時における交通機関利用者への情報の提供 (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令	
大阪航空局 八尾空港事務所	航空機を利用した防災訓練の調整及び指導	(1) 災害時における航空機による搜索救難の調整指導及び関係者への情報伝達 (2) 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整 (3) 県内場外離着陸場（臨時ヘリポート）の航空法79条但書の規定に基づく許可	
大阪管区気象台 (奈良地方気象台)	(1) 気象予警報等の発表 (2) 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 (3) 防災気象知識の普及・啓発 (4) 職員の派遣（知事からの要請により職員を派遣し、防災情報の解説を行う）	(1) 災害発生後における注意報警報土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 (2) 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資材の提供	
大阪海上保安監部		(1) 被害情報の収集 (2) 被災者の搜索救助活動 (3) 被災者等の搬送 (4) 救援物資の輸送	
近畿地方環境事務所			(1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること (2) 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

第6 自衛隊（陸上自衛隊第4施設団）

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	(1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等の捜索救助 (4) 水防活動 (5) 消防活動 (6) 道路又は水路の啓開 (7) 応急医療・救護・防疫 (8) 人員及び物資の緊急輸送 (9) 炊飯及び給水 (10) 救援物資の無償貸与又は譲与 (11) 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

第7 指定公共機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社 (奈良中央郵便局)		(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉付き郵便葉書等寄付金の配分	
日 本 銀 行 (大 阪 支 店)		災害時における金融面の対策	災害時における金融面の対策
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の保全と整備	(1) 災害時における緊急鉄道輸送の確保 (2) 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の災害復旧
西日本電信電話株式会社 (奈良支店)	(1) 電気通信設備の保全と整備	(1) 電気通信設備の応急対策 (2) 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日 本 赤 十 字 社 奈良県支部	(1) 医療救護班の派遣準備 (2) 被災者に対する救援物資の備蓄 (3) 血液製剤の確保及び供給体制の整備	(1) 災害時における医療救護 (2) 防災ボランティアの派遣 (3) 血液製剤の確保及び供給	義援金の受入れ、配分の連絡調整
日 本 放 送 協 会 (奈良放送局)	(1) 放送施設の保全と整備 (2) 気象予警報等の放送	(1) 気象情報等及び災害情報の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本高速道路株式会社	所管有料道路の整備と防災管理	(1) 災害時の緊急輸送路確保に関する事項 (2) 所管有料道路の応急対策	所管有料道路の復旧
大阪ガス株式会社 (導管事業部 北東部導管部)	ガスの供給施設の保全と防災管理	(1) ガス供給施設の応急対策 (2) 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
奈良県高圧ガス保安協会	ガスの供給施設の保全と防災管理	(1) ガス供給施設の応急対策 (2) 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
日本通運株式会社 (奈良支店)		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力株式会社 (奈良支社)	電力施設の保全	(1) 電力施設の応急対策 (2) 電力供給対策	被災電力施設の復旧

第8 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社 奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	(1) 災害時における交通輸送の確保 (2) 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
大和平野土地改良区	土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び整備	土地改良区が管理している農地・農業用施設の被害状況	土地改良区が管理している被災農地・農業用施設の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送株式会社	(1) 放送施設の保全と防災管理 (2) 気象予警報等の放送	(1) 気象情報等及び災害情報の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
株式会社朝日新聞社 (奈良総局) 株式会社毎日新聞社 (奈良支局) 株式会社讀賣新聞 大阪本社 (奈良支局) 株式会社産業経済 新聞社 (奈良支局) 株式会社日本経済 新聞社 (奈良支局) 株式会社中日新聞社 (奈良支局) 株式会社奈良新聞社 一般社団法人共同 通信社 (奈良支局) 株式会社時事通信社 (奈良支局) 株式会社奈良 日日新聞社	(1) 住民に対する防災 知識の普及 (2) 住民に対する予警 報等の周知徹底	住民に対する災害情報 及び災害応急対策等の 報道	
一般社団法人 奈良県医師会	(1) 防災訓練の実施 (2) 防災知識の普及 (3) 医療救護班の編成 及び派遣体制の整備	災害時における医療の 確保及び医療救護班の 派遣	(1) 医療機関の早期復 旧 (2) 避難所の医療救護 及び保健衛生の確保
一般社団法人 奈良県病院協会	(1) 防災訓練の実施 (2) 防災知識の普及 (3) 医療救護班の編成 及び派遣体制の整備	災害時における医療の 確保及び医療救護班の 派遣	医療機関の早期復旧
一般社団法人 奈良県薬剤師会	(1) 防災訓練の実施 (2) 防災知識の普及	(1) 医療救護所におけ る服薬指導 (2) 医薬品集積所にお ける医薬品の管理等	
一般社団法人 奈良県歯科医師会	(1) 歯形による身元確 認等の研修 (2) 歯科医療救護班の 編成及び派遣体制 の整備	(1) 災害時における歯 科医療の確保及び 医療救護班の派遣 (2) 身元確認班の派遣 (3) 口腔ケア物資の供 給	(1) 避難所への口腔ケ ア班の派遣による 肺炎予防活動 (2) 歯科医療機関の早 期復旧
公益社団法人 奈良県看護協会	(1) 防災訓練の実施 (2) 防災知識の普及	災害支援ナースの派遣 要請	
一般社団法人 奈良県LPガス協会	LPガスによる災害の 防止	LPガスによる災害の 応急対策	LPガスの災害復旧

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
公益社団法人 奈良県トラック協会		(1) 緊急物資の輸送 (2) 緊急輸送車両の確保	
株式会社 NTTドコモ関西支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	携帯電話の通信施設に関する防災対策	情報通信の確保と気象情報安否情報等の伝達に関すること	被災通信施設の復旧

第9 公共的な団体・機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
報 道 機 関	(1) 住民に対する防災知識の普及 (2) 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
奈良県農業協同組合 西やまと支店	共同利用施設の整備	(1) 共同利用施設の災害応急対策 (2) 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 (3) 県、市町村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 (4) 農作物林産物の被害応急対策の指導	(1) 被災共同利用施設の復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋
河合町商工会		(1) 物価安定についての協力 (2) 救助用物資復旧資材の確保協力斡旋	(1) 商工業者への融資斡旋実施 (2) 災害時における中央資金源の導入
金 融 機 関			(1) 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 (2) 貯金の中途解約、払出事務の簡便化等特例措置
日 赤 奉 仕 団		避難所における炊き出し及び保育	
学 校 法 人	(1) 避難施設の整備 (2) 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
病 院 、 医 院 等	(1) 災害時における診療機関維持のための施設・設備の整備 (2) 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
河合町社会 福祉協議会	河合町災害ボランティアセンターの体制整備	河合町災害ボランティアセンターの運営	低所得被災者に対する生活福祉資金の融資

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
危険物等施設 の 管 理 者	(1) 関係機関との連携 (2) 県災害ボランティア本部の設置、運営 訓練		

第3章 町の概要

第1 自然的条件

1 町の位置及び地勢

本町は、奈良県の北西部を占める奈良盆地中央部西寄りにあって、北葛城郡の北部に位置している。そして葛下川、佐味田川、高田川、不毛田川及び曽我川がそれぞれ本町で大和川に合流し、町の北境を西へ流れている。

東は曽我川を境として川西町と三宅町とに接し、西は王寺町と上牧町、南は広陵町に接していて、中小の丘陵が美しい起伏をくり返している。

河合町の概要を下の表に示す。

■ 町の概要

人 口	18,468 人（うち男 8,688 人、女 9,780 人）	
世帯数	7,779 世帯	
面 積	8.23 km ²	
地 勢	位 置	東経 135° 44′ 北緯 34° 34′
	範 囲	東西 8.0 km 南北 8.5km
	標 高	57 m

（平成 27 年 6 月 30 日現在）

■ 町の位置



2 地 形

本町の地形は全体として奈良盆地の西部に位置する馬見丘陵に含まれ、穏やかな丘陵地とその周辺の台地及び河川沿いの低地に大別される。

(1) 低 地

北部の大和川左岸に高度約 37m の氾濫平野が、北東部の曾我川には高度約 40m の氾濫平野が、北西部の葛下川右岸に高度約 34m の谷底平野が、中央部の佐味田川沿いに高度約 46～37m で北へ緩傾斜する谷底平野が分布する。また、曾我川沿いには自然堤防や旧河道も見られる。

(2) 台 地

北東部に高度 42～40m の下位台地が分布し、曾我川の氾濫平野との間に高さ 3～5m の崖がつづく。北部の大輪田付近に高度約 68～40m の中位台地が分布し、大和川の氾濫平野に面して高さ 5～10m の崖がつづく。これらの下位・中位台地は曾我川や大和川の旧河床面を示す。

また、近鉄田原本線と広瀬台の間に高度 80～68m の高位台地が分布する。高位台地は開析が進み、その表面に浅い起伏が見られ、広瀬台に面して高さ 5m 以上の崖がつづく。

(3) 丘陵地

馬見丘陵は、楯を伏せたように奈良盆地北部を南北につづく。本町は、その北部に広がり丘陵の高度は 90～60m で全体に北へ低下する。西の葛下川、東の曾我川、高田川、及び中央を北へ流れる佐味田川により丘陵の開析が進み、複雑に浅い谷が入り組む。谷と稜線との比高は 10～15m でなだらかで、北部を除き緩斜面である。特に佐味田川の支谷には棚田が耕作される緩斜面が発達する。なお、佐味田川左岸の丘陵を大規模に改変して西大和ニュータウンが開かれている。台地と丘陵地には多くの灌漑用のため池が分布しており、宅地造成により埋められたため池もある。

3 地 質

本町の地質は、低地を被う沖積層、台地を被う上部更新統（洪積層）及び丘陵地を構成する鮮新更新統（古大阪層群・大阪層群）に大別される。

また、馬見丘陵南縁には、奈良盆地の基盤をなす領家花崗岩が分布し、本町の地下の基盤を構成する。

(1) 低 地

低地を被う沖積層は、主にしまりの緩い小礫混じりの砂層からなり、氾濫平野では連続の悪いシルト質粘土層を挟む。

丘陵地内の枝谷には粘土質砂が不規則に堆積し、特にため池の奥には含水比の高い軟弱なシルト質粘土が堆積している。また、谷底平野の周辺の棚田がつくられた緩斜面には、丘陵斜面の崩壊や土砂流出でもたらされた軟弱な崩積土が分布する。

(2) 台 地

大和川及び曾我川沿いの中・低位台地は、直径数 cm～10cm の円礫を主体とするよく締まった上部更新統（洪積層）で構成される。

広瀬台の上位台地は、赤褐色に風化した砂礫層の中部更新統（洪積層）で構成される。このような風化礫層は東部の佐味田川右岸丘陵の頂部にも分布するが、台地を形成していないため、地質図では丘陵地の地層に含めている。

(3) 丘陵地

佐味田川左岸の馬見丘陵の地質は、よく締まった砂層を主体としシルト質粘土を挟む古大阪層群（新第3紀鮮新統）で構成される。また、佐味田川右岸丘陵地の地質は砂礫を主体とし暗褐色海成粘土層を挟む大阪層群（下部更新統＝洪積層）で構成される。

この丘陵地の砂礫層は、強く風化して赤褐色粘土層のため、大雨では土砂流出や斜面表層のすべりを生じやすい。

(4) 地質構造

馬見丘陵の古大阪層群や大阪層群の地質構造は、西名阪沿いに北東－南西方向の緩い背斜（山形）褶曲を成し、丘陵地の中～東部では数度以下で東へ緩傾斜する。

4 気 象

1966～2015年の50年間について、「気象庁気象統計情報」等を検討して、本町における気象状況を取りまとめると、以下のようになる。

(1) 一般的な気象状況

本町の気候は、瀬戸内気候に属するものの、奈良盆地の影響を受け、寒暑の差がやや大きい内陸性気候の特性も見られる。

ア 年間の最高気温は39.3度（1994年：奈良）、月別平均気温の最低は-7.8度（1977年：奈良）である。

イ 12月から3月にかけて最低気温が氷点下になる。

ウ 年間総雨量の平均は田原本で1,243.9mmである。

エ 降雨については、6月の梅雨から9月の台風シーズンにかけて雨の多い夏雨型である。

(2) 大雨の特性

奈良地方気象台（奈良）と本町の最寄りの田原本雨量観測所での大雨に関するデータは以下のとおりである。

奈良気象台における過去50年間の平均降水量は、1,400mm、日最大降水量の平均は86.0mm、1時間当たりの最大降水量平均は36.4mmである。

■ 大雨の特性

要 素	奈良（発生年）	田原本（発生年）
年間総降水量	1,790.2mm(1959年)	1,633mm(1993年)
日最大降水量	182.3mm(1959年)	191mm(1982年)
1時間当たり最大降水量	79mm(2000年)	80mm(2010年)

資料：気象庁気象統計情報

第2 社会的条件

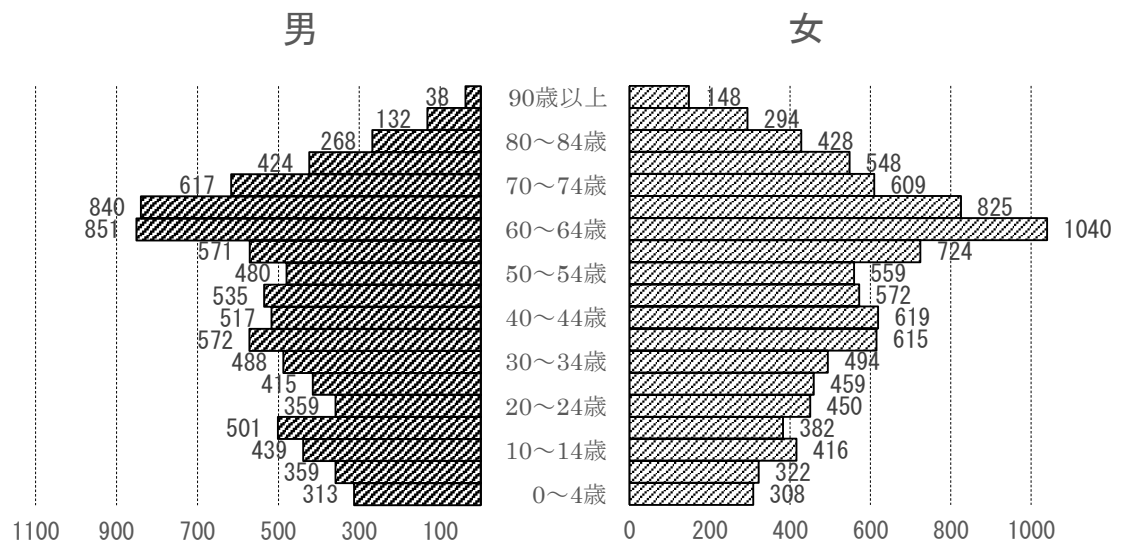
昭和50年以降の本町の人口推移は次表のとおりである。町では、これまで長年にわたり民間開発と土地区画整理事業の進展により宅地が増加し、これに伴って人口も増加し続けてきた。

この人口増については、西大和ニュータウン開発後にピークを迎え、その後は大規模開発がないことから、人口推移は少子高齢化の影響もあり微減となっている。一方、人口構成に関しては、出生率の低下により若年層の増加は見込めず、高齢化の進展により「逆釣り鐘」型の傾向を強めている。

■ 年次別人口推移表

年 度	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
人口(人)	12,080	15,793	18,105	19,408	19,903	20,126	19,446	18,531

資料：国勢調査



資料：平成22年国勢調査

町の都市環境に関しては、農業が盛んな地域であったが、近年では急速な住宅開発が進み、大阪市を中心とする大都市圏のベッドタウンとして大きく変貌した。

本町は、大和平野を中心とした12市12町1村からなる「大和都市計画区域」に含まれており、町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園・下水道等の都市整備を推進している。

第4章 災害の想定

第1 地震による災害

本町において想定される地震は、下表に示すとおりである。

■ 河合町揺れやすさマップにおける想定地震と震源

項目 震源地震	地震名	マグニチュード		震源の位置	今後 30 年以内の 地震発生確率 (%)
活断層型	中央構造線断層帯 (長さ 74km)	8.0 程度		金剛山地東縁～ 和泉山脈南縁 (和歌山市付近)	ほぼ 0～5%
海 溝 型	東南海地震	8.1 程度	同時 8.6 前後	南海トラフ	50～70%
	南海地震	8.4 程度			50%
全国どこでも 起こりうる 直下の地震	町内直下型地震	6.9		河合町	—

資料：国の地震調査研究推進本部、中央防災会議

第2 一般災害

- 1 台風による災害
- 2 集中豪雨等異常降雨による災害
- 3 市街地等における大規模火災及び林野火災
- 4 危険物の爆発等による災害
- 5 航空機、鉄道等による災害
- 6 その他による災害

第3 災害の特性

1 自然的条件から見た災害危険性・危険区域の把握

(1) 低地

町内の大和川水系の曾我川、高田川、不毛田川、葛下川、佐味田川に沿った下流域の低地にある旧集落及びその周辺で、内水氾濫による浸水被害が発生している。

(2) 台地

台地では大規模な災害は発生していない。町内では比較的安全な場所であると考えられる。

ただし、豪雨時に小規模な土砂流出、擁壁やのり面の崩壊がある。

(3) 丘陵地

丘陵地での主な災害は、自然斜面の土砂流出や人工斜面崩壊等であり、切土・盛土による地形の人工改変や宅地・道路等の造成と関連していると考えられる。

2 社会的条件から見た災害危険性・危険区域の把握

1998～2007年の10年間について、「気象庁気象統計情報」等を検討して、本町における気象状況を取りまとめると、以下のようになる。

(1) 法的規制等

ア 水防区域

町内では、国土交通大臣が管理する水防区域として、大和川と曾我川に重要水防区域が指定されている。また、知事が管理する水防区域として、不毛田川、葛下川、高田川に重要水防区域が指定されている。

イ 土砂災害警戒区域

町内には、泉台1丁目、薬井、佐味田、穴闇及び大輪田に急傾斜地の崩壊の危険がある区域8箇所が土砂災害警戒区域に指定されている。(資料編 資料〇〇参照)

ウ 急傾斜地崩壊危険箇所

町内には、自然斜面8箇所の急傾斜地崩壊危険箇所がある。(資料編 資料〇〇参照) 保全対象は人家戸数40戸であり、公共施設等は町道が含まれている。

エ 土石流危険渓流

町内には、土石流危険渓流はない。

オ 地すべり危険箇所大和都市計画区域

町内には、地すべり危険箇所はない。

カ 老朽ため池危険箇所

町内には8基の老朽ため池危険箇所がある。(資料編 資料〇〇参照) 災害時に予想される被害は合計で人家戸数135戸、田畑95haであり、被害が予想される公共施設は、県道と町道である。

キ 宅地造成工事規制区域

町内での宅地造成工事規制区域は650haとなっている。(資料編 資料〇〇参照)

ク 防火・準防火地域

町内では、商業地域及び近隣商業地域が準防火地域に指定されており、防火地域の指定はない。(資料編 資料〇〇参照)

(2) 地震災害危険要因

ア 危険物等災害

地震発生時に1つの災害要因となるものとして、町内には危険物施設28箇所(貯蔵所13箇所、取扱所15箇所)がある。(資料編 資料〇〇参照)

イ 社会的混乱

(ア) 延焼危険区域

火災による延焼危険区域は、主として建物密度が高くかつ木造建物が密集する地域があげられる。町内では城内、大輪田で焼失棟数が多くなり、また、焼失率も高くなることが予想される。

(イ) 人口集中地域

人間の社会的活動の一環として人口が集中する地域があり、近鉄田原本線の大輪田駅では、朝夕混雑している。

また、町内で防火管理者の選任を要する防火対象物は合計152箇所である。

その種別として代表的なものは、公会堂・集会場、共同住宅等、病院・診療所等、社会福祉施設、学校、事務所等である。

(3) 地震災害特性

ア 建物被害

本町における地震被害について、奈良県第二次地震被害想定調査及び中央防災会議南海トラフ巨大地震の震度分布によると、中央構造線断層帯に起因する地震が起きた場合の被害想定が最も大きく、町域では全壊 1,061 棟、半壊 930 棟の合計 1,991 棟が被害を受けると予測されている。

イ 人的被害

中央構造線断層帯に起因する地震発生時の予測では、死者 45 人、負傷者 223 人、合計 268 人で東南海・南海地震が同時発生した場合には負傷者 4 名と予測されている。

ウ 土木構造物の危険度

町内には、地すべり危険箇所はない。

エ ライフライン被害

上水道、下水道、ガス管等の地下埋設管の被害は、地表最大加速度の高い地域で大きくなる。

第4 被害の想定

1 風水害

町は、既往の風水害のうち、平成 10 年 9 月 22 日の台風 7 号被害と同程度の災害を、風水害において想定する災害として位置づける。

また、土砂災害については、過去の地すべり災害等の教訓を活かし同程度の災害を、想定する災害とする。

2 事故災害

町は、本計画において想定する事故災害の概要及び規模等を以下のとおり位置づける。

(1) 流出油事故

本計画に定める流出油事故は、海、河川、湖沼において、防災関係機関等の関係者が連携して防除措置を講じなければならない程度の重油流出事故により、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

(2) 航空災害

本計画に定める航空災害は、航空運送事業者の運行する航空機が、町域内に墜落したこと等により、多数の死傷者等が発生した場合を想定する。

(3) 道路災害

本計画に定める道路災害は、水害、土砂災害その他の災害により、以下の規模の事故災害が発生した場合を想定する。

ア 道路構造物等が被災した場合

イ 気象の急変により走行中の車両、沿道の構造物に被害が生じた場合

ウ 大規模な車両事故による非常事態が発生した場合

(4) 鉄道災害

本計画に定める鉄道災害は、以下に掲げる程度の災害を想定する。

ア 列車同士の衝突事故、列車の脱線・転覆事故などが発生した場合

イ 乗客、沿線住民、施設等に多大な被害が生じた災害が発生した場合

ウ 応援要請が必要となり、複数の病院が受入体制をとる必要が生じた場合

(5) 危険物等災害

本計画に定める危険物等災害は、以下に掲げる程度の災害を想定する。

- ア 危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合
- イ 高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生した場合
- ウ 毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生した場合
- エ 火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合

(6) 大規模な火事災害

本計画に定める大規模な火事災害は、林野火災も含め、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後 6 時）の出火で、強風乾燥下のもとでの大規模火事災害を想定する。

第5章 防災ビジョン

災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町民の財産に甚大な被害を与えてきた。

本町は、災害の発生を完全に防ぐために、町民の衆智を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、いづどこでも起こりうる自然災害を想定し、「自助」、「共助」、「公助」の連携を促すことによって、地域防災力の向上を図る。

自助	町民各位が自分の命は自分で守る行動をとること
共助	コミュニティで連携して防災体制をとること
公助	行政が災害に強いまちづくりの防災基盤を整備すること

本町では、防災上必要であると思われる諸施策の基本について、町民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにしつつ、災害に対処する能力を蓄積し、地域防災力を備えたまちづくりを進める。

第1 災害に強く暮らしやすい“まち”づくり

1 災害に強いまちの基盤づくり

様々なまちづくり整備の手法により、防火構造を備えた道路、公園、避難施設などを備え、防災空間が適切に配置された災害に強い都市整備に努め、住民の安全な暮らしを支えるために、予断なく基盤づくりを進める。

2 土砂・水害対策の総合的な推進

大和川、曾我川及び葛下川の河川氾濫災害を防止するため、国や県など関係機関と歩調を合わせ、総合的な治水対策の実施により、一層の災害予防策を講じる。

こうした対策により、異常気象などにより過去の例のない、人知を超える自然災害の脅威に対応するために、避難・警戒体制の万全について充実・強化を図る。

第2 災害に強い“ひと”づくり

1 町民を主体とする自主的防災体制の確立

災害の被害を軽減する上で、町民や事業所の日ごろからの災害への備えや、災害発生時の的確な対応が重要な役割を果たすことから、町民、事業所、行政等の協力的かつ組織的な防災活動が不可欠である。

町は、様々な機会を活用し、町民・事業所等への防災意識の向上、防災対策の知識普及を図るとともに、自主防災組織の育成強化に努める。

2 防災力の向上

災害時の対応を考慮し、高齢者などの要配慮者を含めた町民参加型の防災訓練、様々な機会を活用した防災知識の啓発活動などにより、町民の防災知識の高揚と災害時における行動力の養成に努める。

また、事業所や団体に対し、備蓄対策などを含めた防災対策の拡充を呼びかけ、地域防災力の向上を図る。

第3 災害に強い“しくみ”づくり

1 高齢者などの要配慮者支援体制の充実

災害時において、高齢者、障害者などの要配慮者に対する安全確保や緊急避難などの支援体制の充実に努める。

特に、避難体制の確保に力を入れるほか、避難後の生活を考慮した避難所等での生活支援体制についても、自助・共助・公助の視点から、要配慮者対策を講ずる。

2 受援体制の整備

災害時において、自衛隊、応援職員、専門ボランティア等の支援活動が円滑に実施されるよう、受援体制を整備し、災害時において迅速に活動できる環境を整備する。

特に、滞在期間における食・住の対処などを含めた対策を講ずることにより、防災力の相乗効果を促す環境を整備する。

3 自主防災組織の相互協力体制の推進

各地域の自主防災組織による連絡協議会等を中心に、相互の防災協力体制の確立を図る。

